

平成23年6月30日

国土交通省航空局技術部運航課長殿

日本航空医療学会理事長

小濱 啓次



救急ヘリ病院ネットワーク理事長

國松 孝次



大規模災害時における航空法施行規則第176条第二号の解釈について(照会)

航空法施行規則第176条は、航空法第81条の2に基づき、同法第79条(離着陸の場所)、第80条(飛行の禁止区域)及び第81条(最低安全高度)に定める制限を適用しないこととする捜索又は救助を行う航空機について規定していますが、ドクターヘリは消防機関からの依頼又は通報を受けて航空法施行規則第176条第二号に該当するものとして活動しているところです。

この度の東日本大震災に当たり、大規模災害時においてドクターヘリが被災地において機動的、かつ、迅速に救助活動ができるよう同号の運用の考え方をお示しになったとのことですが、その内容をお教えいただきたくお願い申し上げます。